

別表4 許可申請書と添付書類一覧

様式番号	書類の名称	要否		申請区分							【要否欄】 要...◎ 否...× 【申請区分欄】 ○...省略可能 △...変更がなければ省略可能 □...一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業許可を申請する場合を除き、省略可能 ◇...更新申請をする建設業に関しては省略可能		
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新		業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新
第1号	建設業許可申請書	◎	◎										概要
別紙1	役員等の一覧表（注1）	◎	×										建設業法第5条第3号の役員等に該当する者を全員記載。個人の場合には提出不要
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎					-					従たる営業所がない場合、余白に「該当なし」と記入
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	◎	◎	-	-	-	-						従たる営業所がない場合も提出
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎										
別紙4	専任技術者一覧表	◎	◎										営業所一覧表の営業所の順に専任技術者を記載。
第2号	工事経歴書	◎	◎		○				○		◇		実績なしの場合「なし」と記入。追加の場合は追加業種のみ。注文者及び工事名の記入に当たっては、個人の氏名が特定されることのないよう留意すること。
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		○				○				実績なしでも作成
第4号	使用人数	◎	◎		○				○				
第6号	誓約書	◎	◎										
-	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）	◎	◎										発行後3か月以内。役員、本人、法定代理人、令3条使用人全員分（株主等、顧問・相談役は不要）
-	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注3）	◎	◎										同上
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙1	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎										
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎						○		◇		
-	技術検定合格証明書等の資格証明書写し、監理技術者資格者証の写し（注4）	◎	◎						○		◇		監理技術者資格者証により専任技術者の要件を証明する場合には、資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書の提出は不要。
第9号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）（注4）	◎	◎						○		◇		証明者別に作成
第10号	指導監督の実務経験証明書（注4）	◎	◎						○		◇		証明者別に作成
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										本店以外に営業所がない場合、支配人がいない場合は提出不要
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等の調書	◎	◎										別紙1に記入した役員等全員又は個人事業主、法定代理人について作成（ただし、経営である者の分は不要）。株主等、顧問・相談役は、賞罰欄及び確認欄への記載は不要。
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書	◎	◎										様式第11号で記入した者について作成（役員等を兼ねている者の分は不要）
-	定款	◎	×					○	△	○	△		変更事項の訂正がされていない場合は、会議事録の写しなど変更内容が分かるものを添付
第14号	株主（出資者）調書	◎	×					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
第15、16、17、17の2、17の3号	財務諸表（法人用）（注5）	◎	×					○	○	○	○		新規設立で決算期末到来の場合は開始貸借対照表で可
第18、19号	財務諸表（個人用）	×	◎					○	○	○	○		新規開業で決算期末到来の場合は不要
-	商業登記をしている場合、登記事項証明書	◎	◎					○	△	○	△		発行後3か月以内（履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本）。組合等は理事等の名簿の写しも提出。個人は支配人を置いた場合のみ
-	個人（未成年者）であって、その法定代理人が法人である場合、その法定代理人の登記事項証明書	×	◎					○	△	○	△		発行後3か月以内
第20号	営業の沿革	◎	◎					○		○			
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
-	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	◎	◎					○	○	○	○		事業税（県税）の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。新規設立（開業）で決算期末到来の場合は事業開始等申告書の写し
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
	確認資料	◎	◎										別表5参照